

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 25 年 10 月 2 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 コメリパワー水口店 甲賀市水口町水口 5916 番地
- 2 提出された意見の概要
 - (1) 甲賀市からの意見
 - ア 大規模小売店舗において、防犯等啓発を行う際には協力をされたい。
 - イ 非行防止および青少年育成事業等で啓発を行う際には協力をされたい。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - 滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
 - 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1
 - 甲賀市産業経済部商工政策課 甲賀市水口町水口 6053 番地
 - (2) 縦覧期間 平成 25 年 10 月 2 日から平成 25 年 11 月 5 日まで